

熊本県財産条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第5号

熊本県財産条例の一部を改正する条例
熊本県財産条例（昭和39年熊本県条例第23号）の一部を次のように改正する。
別表中備考以外の部分を次のように改める。
別表（第7条関係）

区 分		使用料					
		単位	所在地				
			第1級地	第2級地	第3級地	第4級地	
土地	電柱類を設置する場合	1年	電気通信事業法施行令（昭和60年政令第75号）第6条の規定の例により算定した額				
	電線その他これに類するものを電柱類に設置する場合（電柱類を設置する場合を除く。）	1年	電柱類を設置する場合の使用料の額の範囲内で知事が別に定める額				
	地下埋設物を設置する場合	外径が0.07メートル未満のもの 外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの 外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの 外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの 外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの 外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの 外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの 外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの 外径が1メートル以上のもの	長さ1メートルにつき1年	28円	26円	24円	24円
			41円	37円	35円	34円	
			61円	56円	52円	51円	
			81円	75円	70円	68円	
			120円	110円	100円	100円	
			160円	150円	140円	140円	
			280円	260円	240円	240円	
			410円	370円	350円	340円	
810円	750円	700円	680円				
その他の場合	1年	当該土地の台帳価格に100分の4を乗じて得た額に当該土地のうち使用させる部分の面積を乗じて当該土地の面積で除して得た額					
建物	1年	当該建物の台帳価格に100分の7を乗じて得た額と当該建物の建築面積相当の土地の使用料の額との合算額に当該建物のうち使用させる部分の延べ面積を乗じて当該建物の延べ面積で除して得た額					
その他	1年	土地又は建物に準じて知事が別に定める額					

別表の備考中6を7とし、1から5までを2から6までとし、1として次のように加える。

- 1 所在地とは、行政財産の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
(1) 第1級地 熊本市の区域をいう。

- (2) 第2級地 荒尾市、合志市、玉名郡長洲町、菊池郡菊陽町、上益城郡嘉島町及び同郡益城町の区域をいう。
- (3) 第3級地 八代市、人吉市、水俣市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、菊池郡大津町、上益城郡御船町及び八代郡氷川町の区域をいう。
- (4) 第4級地 第1級地、第2級地及び第3級地以外の区域をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第6号

熊本県住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例
熊本県住民基本台帳法施行条例（平成14年熊本県条例第44号）の一部を次のように改正する。

- 別表第1中2の項を4の項とし、1の項の次に次の2項を加える。
- 2 市町村の条例による水道法（昭和32年法律第177号）第14条第1項の料金の徴収に関する事務であって規則で定めるもの
- 3 市町村の条例による下水道法（昭和33年法律第79号）第20条第1項の使用料の徴収に関する事務であって規則で定めるもの

別表第2の1の項中「第50条第6号の3」を「第50条第6号の2」に改め、同表の5の項中「母子福祉資金貸付金」の次に「、同法第31条の6第6項に規定する父子福祉資金貸付金」を加える。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第7号

熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計条例の一部を改正する条例
熊本縣市町村振興資金貸付事業特別会計条例（昭和57年熊本県条例第6号）の一部を次のように改正する。

- 第1条中「一部事務組合」の次に「及び広域連合」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第8号

熊本県水とみどりの森づくり税条例の一部を改正する条例
熊本県水とみどりの森づくり税条例（平成17年熊本県条例第7号）の一部を次のように改正する。

- 附則第5項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（検討）」を付し、附則に次の1項を加える。
- 7 知事は、平成31年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第9号

熊本県産業廃棄物税条例の一部を改正する条例
熊本県産業廃棄物税条例（平成16年熊本県条例第53号）の一部を次のように改正する。

- 附則第5項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（検討）」を付し、附則に次の1項を加える。

- 7 知事は、平成31年度を目途として、この条例の施行の状況、社会経済情勢の推移等を勘案し、必要があると認めるときは、この条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

熊本県博物館ネットワークセンター条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第10号

熊本県博物館ネットワークセンター条例

(設置)

- 第1条 県内の他の博物館等（博物館及び学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する機関又は団体をいう。以下同じ。）との連携の下、本県の自然、歴史等に関する情報の収集等を行い、これによって得られた資料、調査研究の成果等に関する情報を提供すること等により、県民の生涯学習の機会を増大させ、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与するため、熊本県博物館ネットワークセンター（以下「ネットワークセンター」という。）を設置する。

(位置)

- 第2条 ネットワークセンターは、宇城市に置く。

(業務)

- 第3条 ネットワークセンターは、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 県内の他の博物館等との連携体制の構築に関すること。
- (2) 自然、歴史等に関する資料の収集を行うこと。
- (3) 前号に掲げる業務により収集した資料の整理保管及び調査研究を行うこと。
- (4) 前2号に掲げる業務により得られた資料、調査研究の成果等に関する情報を提供する。
- (5) 多目的広場及び多目的広場管理棟会議室（以下「多目的広場等」という。）を提供すること。
- (6) 県内の他の博物館等の活動の支援に関すること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条に規定する目的を達成するために必要な業務

(職員)

- 第4条 ネットワークセンターに、所長及び必要な職員を置く。

(休館日)

- 第5条 ネットワークセンターの休館日は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 月曜日（月曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条の規定により休日とされる日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日以後の休日以外の最初の日）
 - (2) 12月29日から翌年1月3日まで（前号に該当する日を除く。）

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の休館日を変更し、又は別に休館日を定めることができる。

(開館時間)

- 第6条 ネットワークセンターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、同項の開館時間を変更することができる。

(使用の許可)

- 第7条 多目的広場等を独占して使用しようとする者は、知事の許可を受けなければならない。

- 2 知事は、前項の許可をする場合において、管理上必要な条件を付することができる。

(使用の許可の基準)

- 第8条 知事は、前条第1項の許可を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可をしないことができる。

- (1) ネットワークセンターにおける公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) ネットワークセンターの施設又は設備を毀損し、又は滅失するおそれがあると認められるとき。
- (3) その使用が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団を利するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他使用させることがネットワークセンターの管理上支障があると認められるとき。

(許可の取消し等)

- 第9条 知事は、第7条第1項の許可を受けた者（次条第1項において「使用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、又は管理上支障があると認めるときは、第7条第1項の許可を取り消し、若しくは変更し、又は多目的広場等の使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 第7条第2項の規定により付された許可の条件に違反したとき。

(3) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。

(4) 前条第3号に該当することとなったとき。

(使用料)

第10条 使用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。

2 前項の使用料(以下「使用料」という。)は、前納とする。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、還付しない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料の減免)

第11条 知事は、特別の事情があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)

第12条 ネットワークセンター(多目的広場等に限る。以下この条から第15条までに於いて同じ。)の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定によりネットワークセンターの管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条及び第6条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ又は開館時間を変更するネットワーセンターの休館日を変更し、若しくは別に定め、第1項の規定によりネットワークセンターの管理を指定管理者に行わせる場合における第7条から第9条までの規定の適用については、これらの規定中「知事」とあるのは、「指定管理者」とする。

4 第1項の規定によりネットワークセンターの管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者がネットワークセンターの管理を行うこととされた期間前にされた第7条第1項(前項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。

5 第1項(第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の許可を受けている者は、当該指定管理者の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第13条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 第3条第5号に掲げる業務

(2) 第7条第1項の許可に関する業務

(3) ネットワークセンターの維持管理及び修繕に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者がネットワークセンターの管理上必要と認める業務

(利用料金)

第14条 第10条第1項の規定にかかわらず、第12条第1項の規定によりネットワークセンターの管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者にネットワークセンターの利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を收受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)

第15条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第1項の規定によりその指定を取り消され、若しくは期間を定めてネットワークセンターの管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったネットワークセンターの施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)

第16条 故意又は過失によりネットワークセンターの施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

(雑則)

第17条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第18条 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第3条第5号、第7条から第15条まで、第18条及び別表の規定は、平成27年10月1日から施行する。

別表(第10条、第14条関係)

区分		単位	金額
多目的広場	東面	1時間につき	700円
	西面	1時間につき	800円
多目的広場管理棟会議室		1時間につき	100円

備考 使用する時間に1時間未満の端数があるときは、その端数を1時間とみなす。

社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第11号

社会福祉施設等の運営等から暴力団員等の排除を図るための関係条例の整備に関する条例

(熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例の一部改正)

第1条 熊本県幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件に関する条例(平成19年熊本県条例第12号)の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第14条の2 認定こども園は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、認定こども園は、暴力団員等を認定こども園の長としてはならない。

(熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第2条 熊本県特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第66号)の一部を次のように改正する。

目次及び第24条第2項中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中第32条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第32条の2 特別養護老人ホームは、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、特別養護老人ホームは、暴力団員等を施設長としてはならない。

第43条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に、「同項第3号」を「同項第2号」に、「同項第4号」を「同項第3号」に、「同項第5号」を「同項第4号」に改める。

第49条中「及び第32条」を「、第32条及び第32条の2」に、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

第53条中「、第32条」の次に「、第32条の2」を加え、「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

(熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第3条 熊本県養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第67号)の一部を次のように改正する。

目次及び第22条第2項中「第30条」を「第31条」に改める。

第30条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第31条 養護老人ホームは、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、養護老人ホームは、暴力団員等を施設長としてはならない。

(熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第68号)の一部を次のように改正する。

目次及び第23条第2項中「第34条」を「第35条」に改める。

第34条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第35条 軽費老人ホームは、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員

- 等」という。)から支配を受けてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、軽費老人ホームは、暴力団員等を施設長としてはならない。
- 第5条 熊本県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第71号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第43条」を「第43条の2」に改める。
- 第4章中第43条の次に次の1条を加える。
- (暴力団員等の排除)
- 第43条の2 指定介護老人福祉施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、指定介護老人福祉施設は、暴力団員等を指定介護老人福祉施設の管理者としてはならない。
- (熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例の一部改正)
- 第6条 熊本県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第72号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。
- 第4章中第42条の次に次の1条を加える。
- (暴力団員等の排除)
- 第42条の2 介護老人保健施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、介護老人保健施設は、暴力団員等を介護老人保健施設の管理者としてはならない。
- (熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
- 第7条 熊本県保護施設等の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第74号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第15条」を「第15条の2」に改める。
- 第1章中第15条の次に次の1条を加える。
- (暴力団員等の排除)
- 第15条の2 保護施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、保護施設は、暴力団員等を施設長としてはならない。
- (熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)
- 第8条 熊本県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第75号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第19条」を「第19条の2」に改める。
- 第1章中第19条の次に次の1条を加える。
- (暴力団員等の排除)
- 第19条の2 児童福祉施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。
- 2 前項の規定の趣旨に照らし、児童福祉施設は、暴力団員等を児童福祉施設の長としてはならない。
- (熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)
- 第9条 熊本県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第76号)の一部を次のように改正する。
- 第4条中「含む」の次に「。次項において同じ」を、「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。
- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(以下この条及び第43条の2において「暴力団員等」という。)のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人
- 第4条に次の1項を加える。
- 2 前項の規定にかかわらず、療養介護に係る指定又は短期入所(病院又は診療所により行われるものに限る。)に係る指定の申請にあっては、法第36条第3項第1号の

条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等のあるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第43条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第43条の2 指定居宅介護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護事業者は、暴力団員等を指定居宅介護事業所の管理者としてしてはならない。

第78条中「及び第39条」を「、第39条」に改め、「第41条まで」の次に「及び第43条の2」を加える。

第95条中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

第110条及び第123条中「第43条」を「第43条の2」に改める。

第149条、第159条、第172条、第185条、第190条、第194条、第201条、第201条の12及び第210条第1項中「第42条まで」の次に「、第43条の2」を加える。

(熊本県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第104年熊本県条例第77号)の一部を次のように改正する。

第2目次中「第61条」を「第62条」に改める。

第4条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条に次の各号を加える。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次号及び第62条において「暴力団員等」という。)
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第61条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第62条 指定障害者支援施設は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定障害者支援施設は、暴力団員等を指定障害者支援施設の管理者としてしてはならない。

(熊本県障害福祉サービス事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第11条熊本県条例第78号)の一部を次のように改正する。

第2目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第2章中「第32条」の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第32条の2 療養介護事業所は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)

2 前項の規定の趣旨に照らし、療養介護事業者は、暴力団員等を療養介護事業所の管理者としてしてはならない。

第50条、第55条、第60条、第69条、第84条及び第87条中「第32条まで」を「第32条の2まで」に改める。

(熊本県障害者支援施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第12条熊本県条例第79号)の一部を次のように改正する。

第7目次中「第45条」を「第46条」に改める。

第45条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第46条 障害者支援施設は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)

2 前項の規定の趣旨に照らし、障害者支援施設は、暴力団員等を施設長としてしてはならない。

(熊本県地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第13条熊本県条例第80号)の一部を次のように改正する。

第19条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第20条 地域活動支援センターは、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者(次項において「暴

力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、地域活動支援センターは、暴力団員等を施設長としてはならない。

(熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第14条 熊本県福祉ホームの設備及び運営の基準に関する条例(平成24年熊本県条例第81号)の一部を次のように改正する。

第17条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第18条 福祉ホームは、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、福祉ホームは、暴力団員等を管理人としてはならない。

(熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第15条 熊本県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例(平成24年熊本県条例第83号)の一部を次のように改正する。

目次中「第51条」を「第51条の2」に改める。

第4条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第51条の2において「暴力団員等」という。)のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第2章第3節中第51条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第51条の2 指定福祉型障害児入所施設は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定福祉型障害児入所施設は、暴力団員等を指定福祉型障害児入所施設の管理者としてはならない。

第57条中「及び第51条」を「、第51条及び第51条の2」に改める。

(熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正)

第16条 熊本県指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例(平成26年熊本県条例第56号)の一部を次のように改正する。

目次中「第32条」を「第32条の2」に改める。

第3条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次号及び第32条の2において「暴力団員等」という。)のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第3章中第32条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第32条の2 指定居宅介護支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定居宅介護支援事業者は、暴力団員等を指定居宅介護支援事業所の管理者としてはならない。

(熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正)

第17条 熊本県幼保連携型認定こども園の設備及び運営の基準に関する条例(平成26年熊本県条例第58号)の一部を次のように改正する。

第27条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第28条 幼保連携型認定こども園は、その運営について、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(次項において「暴力団員等」という。)から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、幼保連携型認定こども園は、暴力団員等を園長としてはならない。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第12号

熊本県介護福祉士等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

が 発 生 し た 場 合 は、速 や か に 損 害 を 賠 償 し な け れ ば な ら ぬ。通 所 介 護 以 外 の サ ー ビ ス
4 指 定 通 所 介 護 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
の 提 供 不 足 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
講 じ 不 足 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 1 1 3 条 第 2 項 に 改 め る。第 1 1 1 条 第 1 項 を「第 1 1 1 条
の 第 2 項」に 改 め る。第 1 1 1 条 第 1 項 を「第 1 1 1 条
第 1 1 4 条 第 1 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
第 1 1 6 条 第 1 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
を 加 え る。第 1 2 0 条 第 1 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
4 前 項 第 1 項 第 2 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
を サ ー ビ ス 提 供 不 足 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 1 3 1 条 第 2 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
第 1 3 2 条 第 2 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
「第 1 1 1 条 第 2 項」に 改 め る。第 1 1 1 条 第 1 項 を「第 1 1 1 条
と」の 次 に「第 1 1 1 条 第 2 項」に 改 め る。第 1 1 1 条 第 1 項 を「第 1 1 1 条
第 4 項」に 改 め る。第 1 1 1 条 第 1 項 を「第 1 1 1 条 第 2 項」に 改 め る。第 1 1 1 条
第 1 3 3 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
準 則 第 8 条 第 2 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
法 第 8 条 第 2 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
す も の 通 所 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
以 下 の 通 所 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 一 号 通 所 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
業 の 規 定 改 正 措 施 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
「第 1 3 5 条 第 5 項 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
基 準 第 1 3 6 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
第 1 3 7 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
第 1 4 1 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
(4) 指 定 通 所 介 護 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
ハ と 共 有 する 場 合 は、リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 会 議 の 開 催 に よ り、
第 1 4 2 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
6 併 せ て 受 け 取 る 場 合 は、リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 会 議 の 開 催 に よ り、
成 員 共 同 利 用 者 の 病 状、心 身 状 況、希 望 及 び 通 所 介 護 事 業 者 の 指 定
目 標 等 基 準 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 1 6 7 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
2 利 用 者 の 状 況 又 は 第 5 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
護 支 援 専 門 員 が 緊 急 に 指 定 短 期 入 所 者 の 利 用 者 数 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
支 援 専 門 員 が 緊 急 に 指 定 短 期 入 所 者 の 利 用 者 数 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
で あ っ て、同 項 指 定 短 期 入 所 者 の 利 用 者 数 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
入 所 生 活 介 護 各 種 指 定 短 期 入 所 者 の 利 用 者 数 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 1 8 4 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
6 指 定 地 域 密 着 型 サ ー ビ ス 提 供 不 足 等 事 業 者 が 第 1 項 各 号 に 掲 げ る 設 備
第 1 9 0 条 第 1 項 第 1 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
は 「静 養 室 等」第 3 項 を 加 え る。第 1 6 7 条 第 2 項 中「静 養 室」とあ る の
第 2 1 9 条 第 3 項 を 加 え る。第 1 6 7 条 第 2 項 中「静 養 室」とあ る の
第 2 2 0 条 第 2 項 第 2 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
(2) 看 護 職 員 又 は 介 護 職 員 常 勤 換 算 方 法 で、利 用 者 の 数 を 3 で 除 して 得 た 数 及 び
介 護 予 防 サ ー ビ ス の 利 用 者 の 数 を 1 0 で 除 して 得 た 数 を 合 計 し た 数 (そ の 数 に 1 に
第 2 2 5 条 第 2 項 第 2 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条
第 2 2 5 条 第 2 項 第 2 号 中「第 4 1 条」に 改 め る。第 4 1 条

第238条第2項及び第249条第2項中「及び施行省令第64条第3号に規定する書類」を削る。

第250条中「第224条」の次に「、第226条」を加える。

第260条の見出し中「確保」の次に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

第267条中「から第41条」を「から第41条まで」に改める。

第3部 熊本市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部を次のように改正する。

目次中「第42条」を「第42条の2」に改める。

第3条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなつた日から5年を経過しない者（以下この条及び第42条の2において「暴力団員等」という。）のある法人

(2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第3条に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、病院等により行われる居宅療養管理指導又は病院若しくは診療所により行われる訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション若しくは短期入所療養介護に係る指定の申請にあつては、法第70条第2項第1号の規定により条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

(1) 暴力団員等

(2) 法人でその役員のうち暴力団員等のあるもの

(3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第2章第4節中第42条の次に次の1条を加える。

(暴力団員等の排除)

第42条の2 指定訪問介護事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定訪問介護事業者は、暴力団員等を指定訪問介護事業所の管理者としてはならない。

第59条中「及び第32条」を「、第32条」に改め、「第41条まで」の次に「及び第42条の2」を加える。

第63条、第79条、第89条及び第98条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第114条、第132条及び第136条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第148条、第170条、第190条及び第206条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

第239条及び第250条中「第41条」の次に「、第42条の2」を加える。

第265条、第267条及び第278条中「第41条まで」の次に「、第42条の2」を加える。

(熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例の一部改正)

第4条 熊本県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第70号）の一部を次のように改正する。

「第2章 介護予防訪問介護

第1節 基本方針（第5条）

第2節 人員に関する基準（第6条・第7条）

第3節 設備に関する基準（第8条）

第4節 運営に関する基準（第9条—第39条）

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第40条—第47条）

第6節 基準該当介護予防サービスに関する基準（第43条—第47条）

第7章

第1節

第2節

第3節

第4節

第5節

第6節

を「第2章 削除」に、「第52条」を「第51条の2」に、

第42条)

」

介護予防通所介護

基本方針（第97条）

人員に関する基準（第98条・第99条）

設備に関する基準（第100条）

運営に関する基準（第101条—第109条）

介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第110条—第113条）

を

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 1 条 の 6 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 1 条 の 7 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 1 条 の 8 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 1 条 の 9 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 1 条 の 10 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 事 業 者 は、前 項 の 被 保 険 者 証 に 法 第 1 1 5 条 の 3 第 2 項 に 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 2 条 の 2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

第 5 2 条 の 2 指 定 介 護 予 防 訪 問 入 浴 介 護 の 提 供 が 者 な

提供証明書を当該利用者に対して交付しなければならない。
 (利用者への通知)
 第52条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護を受け
 ている利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく、意見を付してその
 旨を市町村に通知しなければならない。
 (1) 正当事由なしに指定介護予防訪問入浴介護の利用に関する指示に従わないこと
 により、必要支援状態の程度を増進させたと認められるとき、又は要介護状態にな
 ったと認められるとき。
 (2) 偽りのその他の不正な行為による。第55条の次に定めることによる。
 第55条の2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対し適切な指定介護予防
 訪問入浴介護を提供するよう、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、介護予防
 訪問入浴介護従業者の勤務体制を定め、指定介護予防訪問入浴介護事業所ごとに、当
 該指定介護予防訪問入浴介護事業所の介護予防訪問入浴介護従業者によって指定介護
 予防訪問入浴介護を研修を受け、介護予防訪問入浴介護従業者がその資質の向
 上指定期間必要研修を受ける機会を確保しなければならない。
 (衛生管理等)
 第55条の3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、介護予防訪問入浴介護従業者の清
 潔の保持及び健康管理のために必要な措置を講じなければならない。
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業所は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の指定介護
 予防訪問入浴介護に用いる浴槽その他の設備及び備品等について、衛生的な管理に努
 めなければならない。
 (掲示)
 第55条の4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所
 の建物内に見やすい場所に、第55条に規定する重要事項を掲示しなければならない。
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員
 に対する指導事項は、その職務に必要かつ適切な範囲内において、利用者との関係
 を考慮し、必要かつ適切な範囲内において、利用者との関係
 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員
 に対する指導事項は、その職務に必要かつ適切な範囲内において、利用者との関係
 (秘密保持等)
 第55条の5 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の
 業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らし、その職務に必要かつ適切な
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員
 に対する指導事項は、その職務に必要かつ適切な範囲内において、利用者との関係
 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所の従業員
 に対する指導事項は、その職務に必要かつ適切な範囲内において、利用者との関係
 (広告)
 第55条の6 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、指定介護予防訪問入浴介護事業所
 について広告をすることは、その内容が虚偽の又は誇大なものであってはならない。
 (介護予防支援事業に対する利益供与の禁止)
 第55条の7 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、利用者に対して特定の事業者によ
 るサービスその他の財産上の利益を供与してはならない。
 (苦情処理)
 第55条の8 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介
 護に係る利用者の苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けたときは、
 2 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、
 3 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、
 4 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、提供した指定介護予防訪問入浴介護に関し、
 (地域との連携)
 第55条の9 指定介護予防訪問入浴介護事業者は、その事業の運営に当たっては、市
 町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

指定介護予防訪問介護事業所において、サービス提供者が行う業務が効率的に行われている場合は、当該指定介護予防訪問介護事業所のサービス提供者の員数は、利用者の数を50で除して得た数（その数に1未満でない端数が生じた場合は、これを切り上げる。）以上とすることができる」とする。

2 旧指定介護予防訪問介護の事業を行う者が第一号訪問事業（整備法第5条の規定による改正後の介護保険法（以下「新法」という。）第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいい、旧指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合における前条の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準条例第6条第2項及び第5項並びに第8条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第6条第2項	指定訪問介護事業者（熊本県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例（平成24年熊本県条例第69号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。）第6条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。以下同じ。）	第一号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいい、指定介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第8条第2項において同じ。）に係る指定事業者
	指定訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第5条に規定する指定訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	第一号訪問事業
	及び指定訪問介護	又は第一号訪問事業
第6条第5項	指定訪問介護事業者	第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第6条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第一号訪問事業の
第8条第2項	指定訪問介護事業者	第一号訪問事業に係る指定事業者
	指定訪問介護の事業	第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第8条第1項に規定する	市町村の定める第一号訪問事業の

3 旧基準該当介護予防訪問介護の事業と第一号訪問事業（新法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいい、旧基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）とが同一の事業所において一体的に運営されている場合における前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準条例第43条第3項及び第45条第2項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第43条第3項	基準該当訪問介護（指定居宅サービス等基準条例第43条第1項に規定する基準該当訪問介護をいう。以下同じ。）の事業	第一号訪問事業（法第115条の45第1項第1号イに規定する第一号訪問事業をいい、基準該当介護予防訪問介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この項及び第45条第2項において同じ。）
	同項及び同条第2項に規定する	市町村の定める第一号訪問事業の
第45条第2項	基準該当訪問介護の事業	第一号訪問事業
	指定居宅サービス等基準条例第45条第1項に規定する	市町村の定める第一号訪問事業の

（介護予防通所介護に関する経過措置）

第4条 旧法第53条第1項に規定する指定介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護（以下「旧指定介護予防通所介護」という。）又は旧法第54条第1項第2号に規定する基準該当介護予防サービスに該当する旧法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護若しくはこれに相当するサービス（以下「旧基準該当介護予防通所介護」という。）については、次に掲げる規定は、なおその効力を有する。

(1) 旧指定居宅サービス等基準条例第100条第1項第3号及び第10項、第102条第5項、第133条第1項第3号及び第7項並びに第135条第5項の規定

(2) 旧介護予防サービス等基準条例第1条、第9条から第15条まで（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第1

6条（旧介護予防サービス等基準条例第109条において準用する場合に限る。）、第17条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第18条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第20条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第22条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第24条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第25条（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第31条から第34条まで（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第1項から第3項まで（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第35条第4項（旧介護予防サービス等基準条例第109条において準用する場合に限る。）、第36条から第38条まで（旧介護予防サービス等基準条例第109条及び第117条において準用する場合に限る。）、第97条から第117条まで、第168条、第169条第5項、第172条第1項及び第173条の規定

第5条 前条の規定によりなおその効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準条例第100条第4項ただし書及び第5項並びに第109条の規定を適用する場合においては、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第100条第4項ただし書	この限りでない	この限りでない。この場合において、指定介護予防通所介護事業者が第1項各号に掲げる設備を利用して夜間又は深夜に指定介護予防通所介護以外のサービスを提供する場合には、当該サービスの提供を開始する前に当該サービスの内容を知事に届け出るものとする
第100条第5項	前4項	第1項から第3項まで及び前項（後段を除く。）
第109条	第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者	第25条中「訪問介護員等」とあるのは「介護予防通所介護従業者」と、第37条第1項中「、市町村」とあるのは「市町村」と、「、必要な措置」とあるのは「必要な措置を講じ、第100条第4項後段に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合はこれに準じた必要な措置」と、同条第2項中「前項の事故」とあるのは「前項の事故のうち指定介護予防通所介護に係る事故に関して事故」と、「記録しなければならない」とあるのは「記録し、前項の事故のうち第100条第4項後段に規定する指定介護予防通所介護以外のサービスに係る事故に関してこれに準じた必要な措置を講じなければならない

2 旧指定介護予防通所介護の事業を行う者が第一号通所事業（新法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいい、旧指定介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を併せて受けている場合における前条の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準条例第98条第1項第3号及び第10項並びに第100条第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第98条第1項第3号	指定通所介護事業者（指定居宅サービス等基準条例第100条第1項に規定する指定通所介護事業者をいう。	第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号ロに規定する第一号通所事業をいい、指定介護予防通所
------------	---	--

	以下同じ。)	介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第100条第5項において同じ。)
	指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第99条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）の事業	第一号通所事業
	又は指定通所介護	又は第一号通所事業
第98条第10項	指定通所介護事業者	第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第100条第1項から第9項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の
第100条第5項	指定通所介護事業者	第一号通所事業に係る指定事業者
	指定通所介護の事業	第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第102条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の

3 指定介護予防通所介護の事業を行う者が第一号通所事業（新法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、旧基準該当通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。）に係る指定事業者の指定を受けている場合における前条の規定によりなお効力を有するものとされた旧介護予防サービス等基準条例第114条第1項第3号及び第7項並びに第116条第5項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句と、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第114条第1項第3号	基準該当通所介護（指定居宅サービス等基準条例第133条第1項に規定する基準該当通所介護をいう。以下同じ。）の事業	第一号通所事業（法第115条の45第1項第1号口に規定する第一号通所事業をいい、基準該当介護予防通所介護に相当するものとして市町村が定めるものに限る。以下この条及び第116条第5項において同じ。)
	又は基準該当通所介護	又は第一号通所事業
第114条第7項	基準該当通所介護の事業	第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第133条第1項から第6項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の
第116条第5項	基準該当通所介護の事業	第一号通所事業
	指定居宅サービス等基準条例第135条第1項から第4項までに規定する	市町村の定める第一号通所事業の

（指定事業者の指定を受けたものとみなされる場合における経過措置）
 第6条 旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が整備法附則第13条の規定により指定事業者の指定を受けたものとみなされる場合に於ける第4条の規定による改正後の熊本県指定介護予防サービスの業務の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のたための効果的な支援の方法の基準に関する条例（以下「新介護予防サービス等基準条例」という。）第235条第2項の規定の適用については、同項中「指定事業者」とあるのは「指定事業者（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第13条の規定により指定を受けたものとみなされた者を含む。）」とする。

2 旧指定介護予防訪問介護を行う事業者及び旧指定介護予防通所介護を行う事業者が新法第235条第2項の受託介護予防サービス事業者となる場合における同条の規定の適用については、同条第3項中「指定通所介護」とあるのは「指定通所介護、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第5条の規定による改正前の法（以下

小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第6条第2項第2号ハ」を「第17条第5項第2号ア」に改め、第19条第1項第2号ア中「第5項及び第6項」を「第13項及び第14項」に改める。

第201条の2中「及び附則第3項」を「並びに附則第3項及び第5項」に改める。第201条の4第1項中「事業所（以下この節に於て）」を「以下に改め、附則第9項を附則第17項とし、附則第3項中「次項において」を「以下に改め、附則第9項を附則第17項とし、附則第8項を附則第16項とし、附則第7項中「第5項又は第6項」を「第13項又は第14項」に改め、同項を附則第15項とし、附則第6項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第14項とし、附則第5項中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項を附則第13項とし、附則第4項の次に次項の見出し及び8項を加える。

(地域移行支援型ホームの特例)

5 次の各号のいずれにも該当すると知事が認めたる場合は、平成27年3月31日までの間、第198条第1項（第201条の6において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、病院の敷地内の建物を共同生活住居として、指定共同生活援助の事業等を行うことができる。

(1) 県又は指定区域生活住居の所在地を含む区域（法第89条第2項第2号の規定により指定共同生活援助（以下「指定共同生活援助等」という。）の量が、指定共同生活援助等の事業等を開始する時点において、同条第1項の規定により県が定める都道府県障害福祉計画において定める県又は当該区域の指定共同生活援助等の必要な量に達していないこと。

(2) 当該病院の敷地内の建物を共同生活住居にすることにより、当該病院の精神病床（病院の病床のうち、精神疾患を有する者を入院させるためのものをいう。）の数が減少すること。

6 前項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等については、同条第201条の6において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、同条第4項中「4人以上」とあるのは、「4人以上30人以下」とする。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活住居の構造等)

7 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造及び設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならぬ。

(地域移行支援型ホーム事業者における指定共同生活援助等の提供期間)

8 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対する原則として、入居した日から2年を超えて指定共同生活援助等を提供してはならない。

(地域移行支援型ホーム事業者における指定共同生活援助等の取扱方針)

9 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅又は地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所若しくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下この項において「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が前項に規定する期間内に住宅等に移行できるような適切な支援を行わなければならない。

(地域移行支援型ホームにおける共同生活援助計画の作成等)

10 地域移行支援型ホームにおいて準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第201条の12において準用する第60条の規定を適用する場合には、同条第2項中「営むこと」とあるのは「営み、附則第8項に規定する期間内に附則第9項に規定する住宅等に移行すること」と、同条第4項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動に関する事項」とする。

(地域移行支援型ホームに係る協議の場の設置)

11 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域移行の推進に係る関係者により構成される協議会（以下この項において「地域移行推進協議会」という。）を設置し、地域移行推進協議会に対して定期的に活動状況を報告するとともに、地域移行推進協議会の要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

12 地域移行支援型ホーム事業者は、法第89条の3第1項に規定する協議会その他これに準ずるものとして知事が特に認めるもの（以下この項において「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の実施状況等を報告してその評価を受けるとともに、協議会等の要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第15号

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

熊本県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（平成24年熊本県条例第82号）の一部を次のように改正する。

目次中「第55条」を「第55条の2」に改める。

第4条中「者は、」の次に「次の各号のいずれにも該当しない」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

- (1) その役員のうち暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなく、なっった日から5年を経過しない者（以下この条及び第55条の2において「暴力団員等」という。）のある法人
- (2) 暴力団員等がその事業活動を支配する法人

第4条に次の1項を加える。

- 2 前項の規定にかかわらず、医療型児童発達支援（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請にあつては、第21条の5の15第2項第1号の条例で定める者は、次の各号のいずれにも該当しない者とする。

- (1) 暴力団員等
- (2) 法人でその役員のうち暴力団員等のあるもの
- (3) 暴力団員等がその事業活動を支配する者

第52条第3項中「その家庭」を「障害児若しくはその家庭又は当該障害児が通い、在学し、稚園、幼稚園、小学校若しくは特別支援学校若しくは就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園その他の児童が集団生活を営む施設」に改め、「応じ、」の次に「助言その他」を加える。

第2章第4節中第55条の次に次の1項を加える。

（暴力団員等の排除）

第55条の2 指定児童発達支援事業所は、その運営について、暴力団員等から支配を受けてはならない。

2 前項の規定の趣旨に照らし、指定児童発達支援事業者は、暴力団員等を指定児童発達支援事業所の管理者としなければならない。

第61条の2の見出し中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条各号列記以外の中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、同条第171条第1項に規定する指

定小規模多機能型居宅介護事業所（指定小規模多機能型居宅介護事業所）を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」とし、同条第170条に規定する指

登録定員の人数	人数
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

第61条の2第3号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第67条第2項第1号」の次に「又は第175条第2項第1号」を加え、同条第4号中「指定小規模多機能型居宅介護事業所」を「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」に改め、「第63条」の次に「又は第171条」を加える。

第71条中「及び第55条」を「、第55条及び第55条の2」に改める。

第73条第5項を同条第6項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「前項」を「第2項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 前2項の規定にかかわらず、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所に有しなればならない従業者及びその員数は、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 嘱託医 1以上
- (2) 看護師 1以上
- (3) 児童指導員又は保育士 1以上
- (4) 機能訓練担当職員 1以上
- (5) 児童発達支援管理責任者 1以上

第76条に次のただし書を加える。
ただし、主として重症心身障害児を通わせる指定放課後等デイサービス事業所において、その利用定員を5人以上とすることができる。

第78条中「第37条まで、第39条から」を削り、「、第53条」を「並びに第53条」に、「第55条」を「第55条の2」に改め、「及び第70条」を削り、「第70条」を「第38条」に、「第70条第6号」を「第38条第6号」に改め、「、第70条第6号中「実施地域（当該指定医療型児童発達支援事業所が通常時に指定医療型児童発達支援を提供する地域をいう。））」とあるのは「実施地域」と」を削る。

第80条の次に次の1条を加える。

(利用定員)

第80条の2 基準該当放課後等デイサービス事業所は、その利用定員を10人以上とする。

第81条中「第37条まで、第39条から」を削り、「第55条」を「第55条の2」に改め、「、第70条」を削り、「、第76条及び」を「並びに」に改める。

第89条中「第55条」を「第55条の2」に改める。

第6章の章名を次のように改める。

第6章 多機能型事業所に関する特例

第90条中「から第3項まで」を「、第2項及び第4項」に、「同条第3項」を「同条第4項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第4条の改正規定、第55条の次に1条を加える改正規定、第71条の改正規定、第78条の改正規定（「第55条」を「第55条の2」に改める部分に限る。）、第81条の改正規定（「第55条」を「第55条の2」に改める部分に限る。）及び第89条の改正規定は、平成27年6月1日から施行する。

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第16号

熊本県看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例

熊本県看護師等修学資金貸与条例（昭和37年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（以下「養成施設」という。））」を削る。

第2条中「第19条、第20条、第21条又は第22条の規定に基づき文部科学大臣、厚生労働大臣又は都道府県知事が指定した養成施設」を「第19条第1号、第20条第1号、第21条第2号若しくは第22条第1号に規定する学校若しくは同法第21条第1号に規定する大学又は同法第19条第2号に規定する保健師養成所、同法第20条第2号に規定する助産師養成所、同法第21条第3号に規定する看護師養成所若しくは同法第22条第2号に規定する准看護師養成所（第7条から第9条までにおいて「養成施設」という。））」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第17号

熊本県有料駐車場料金徴収条例の一部を改正する条例

熊本県有料駐車場料金徴収条例（昭和54年熊本県条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県有料駐車場管理条例

第1条中「（次条において「事業」という。））」を削り、「料金の徴収」を「管理」に改める。

第7条中「料金」を「使用料」に改め、同条を第14条とする。

第6条中「料金の徴収」を「駐車場の管理」に、「管理者」を「知事」に改め、同条を

第13条とする。
 第5条の見出しを「(使用料の還付)」に改め、同条中「料金」を「使用料」に、「返還しない」を「還付しない」に改め、同条ただし書中「管理者」を「知事」に、「返還する」を「還付する」に改め、同条を第6条とし、同条の次に次の6条を加える。

(使用料の減免)
 第7条 知事は、特別の事由があると認める場合には、使用料の全部又は一部を免除することができる。

(指定管理者による管理)
 第8条 駐車場の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて知事が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

2 前項の規定により駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合は、第2条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ知事の承認を得て、駐車場の業務を行わない日を定めることができる。

(指定管理者の業務)
 第9条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。
 (1) 駐車場の利用調整に関する業務
 (2) 駐車場の施設及び設備の維持及び修繕に関する業務
 (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が駐車場の管理上必要と認める業務

(利用料金)
 第10条 第3条の規定にかかわらず、駐車場の管理を指定管理者に行わせる場合には、前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に駐車場の利用に係る料金(以下この条において「利用料金」という。)を収受させることができる。

2 利用料金の額は、1台1時間当たりの額に換算した場合の額が320円以下となるよう、指定管理者が知事の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、回数券等を発行することができる。この場合において、回数券等の発行及び当該発行による割引の割引率については、あらかじめ知事の承認を得なければならない。

4 指定管理者は、あらかじめ知事の承認を得て定めた基準により、利用料金の減免又は還付をすることができる。

(原状回復義務)
 第11条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき、又は地方自治法第244条の2第11項の規定により指定を取り消され、若しくは期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなった駐車場の施設及び設備を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(損害賠償)
 第12条 故意又は過失により駐車場の施設又は設備を毀損し、又は滅失した者は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、知事が特別の事情があると認めるときは、損害賠償義務の全部又は一部を免除することができる。

第4条を削る。
 第3条の見出し及び同条第1項の表以外の部分中「料金」を「使用料」に改め、同表熊本県営有料駐車場の項中「普通料金」を「普通使用料」に、「基本料金」を「基本使用料」に、「加算料金」を「加算使用料」に、「定期料金」を「定期使用料」に、「夜間定期(前10時まで)

午後5時から翌日の午 で)	1台1月につき 10,400円	を	「夜間定期(午後5時から 前10時まで) その他知事が定める定期
------------------	-----------------	---	--

翌日の午	1台1月につき 10,400円	に改め、同表熊本県営第二有料駐車場の項
	1台1月につき 知事が定める額	を次のように改める。

熊本県営第二 有料駐車場	定期使 用料	終日定期 その他知事が定める定期	1台1月につき 10,400円
			1台1月につき 知事が定める額

第3条第2項中「普通料金」を「前項の普通使用料」に、「基本料金と加算料金」を「同項の表の基本使用料と加算使用料」に、「加算料金の」を「同表の加算使用料の」に改め、同条第3項本文中「管理者」を「知事」に、「回数券」を「回数券及び前払式駐車券(駐車場の利用の数量に應ずる対価を得る目的をもって発行する物品をいう。)(以下この項及び第10条第3項において「回数券等」という。)」に改め、同項ただし書中「回数券」を「回数券等」に改め、同条を第4条とし、同条の次に次の1条を加える。

(使用料の支払時期)
 第5条 利用者は、前条第1項の普通使用料を出庫する時に支払わなければならない。
 2 利用者は、前条第1項の定期使用料を当該定期使用料に係る定期の駐車申込みが受け付けられた時に支払わなければならない。

第2条の見出しを「(使用料)」に改め、同条中「駐車場の料金(以下「料金」という。))は、事業の管理者(以下「管理者」という。))」を「知事」に、「から徴収する」を「(

第5条において「利用者」という。)は、駐車場の使用料(以下「使用料」という。)を支払わなければならない」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(業務を行わない日)

第2条 駐車場は、無休とする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めるときは、駐車場の業務を行わない日を定めることができる。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第18号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(熊本県税条例の一部改正)

第1条 熊本県税条例(昭和29年熊本県条例第28号)の一部を次のように改正する。
第146条第2項第1号及び附則第13条の2第1号中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

(熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例の一部改正)

第2条 熊本県鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例(平成25年熊本県条例第21号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律等に基づく標識の寸法を定める条例

第1条中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(」に改める。

附 則

この条例は、平成27年5月29日から施行する。

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第19号

熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 熊本県生活環境の保全等に関する条例(昭和44年熊本県条例第23号)の一部を次のように改正する。

第81条第2項中「第24条第3項」を「第24条第5項」に改める。

第2条 熊本県生活環境の保全等に関する条例の一部を次のように改正する。

第75条中「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」

を「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に、「第2条第1項の」を「第2条第1項に規定する」に改める。

第77条の見出しを「(特定家庭用機器廃棄物の管理)」に改め、同条第1項を削り、

同条第2項中「第2条第5項の」を「第2条第5項に規定する」に、「充てんされている」を「充填されている」に、「第5条の」を「第5条に規定する」に改め、同項を同条とする。

第79条の見出し中「第一種特定製品等」を「特定家庭用機器」に改め、同条中「第一種特定製品、法第2条第3項の第二種特定製品及び」を削り、「第2条第4項の」を「第2条第4項に規定する」に、「充てんされている」を「充填されている」に改める。

第80条(見出しを含む。)中「指導」の次に「及び助言」を加える。

第81条第1項中「第77条第1項に規定する第一種特定製品の管理若しくは冷媒フロン類の引渡し又は同条第2項」を「第77条」に改め、同条第2項中「第24条第5項」を「第49条第7項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第20号

熊本県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、自転車の安全で適正な利用に関し、基本理念を定め、及び県、自転車を利用する者（以下「自転車利用者」という。）等の責務を明らかにするとともに、自転車の安全で適正な利用の促進に関する施策の基本的な事項を定めることにより、自転車の安全で適正な利用を総合的に促進し、もって交通事故のない安全で安心な熊本県の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 自転車 道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第11号の2に規定する自転車をいう。
- (2) 自転車の安全で適正な利用 自転車を安全に、かつ、他人に危害及び迷惑を及ぼさないように利用することをいう。
- (3) 保護者等 保護者（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。）及び高齢者の家族をいう。
- (4) 学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（幼稚園を除く。）をいう。
- (5) 自転車小売業者 自転車の販売を業とする者をいう。

(基本理念)

第3条 自転車の安全で適正な利用の促進は、県、市町村、自転車利用者、保護者等、学校の長、事業者及び自転車小売業者がそれぞれの責務に応じて相互に連携し、かつ、協力することを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、市町村と連携し、自転車の安全で適正な利用を促進するための総合的な施策（以下「自転車安全利用促進施策」という。）を実施しなければならない。

(自転車利用者の責務)

第5条 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用をするため、自転車を利用するとき、自転車が車両（道路交通法第2条第1項第8号に規定する車両をいう。）であることを認識して、同法その他の関係法令を遵守するとともに、次に掲げる事項を励行するものとする。

- (1) 歩道（道路交通法第2条第1項第2号に規定する歩道をいう。以下この項において同じ。）を通行することが可能な場合において、可能な限り車道（同法第2条第1項第3号に規定する車道をいう。）の左側に設置されている歩道を通行すること。
 - (2) 前号に規定する場合において、歩道を多数の歩行者が通行しているときは、自転車を押して歩くこと。
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、他人に危害及び迷惑を及ぼさないこと。
- 2 自転車利用者は、自転車の安全で適正な利用の必要性を認識し、自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識の習得に努めるものとする。
- 3 自転車利用者は、自転車に関する交通事故を防止するため、その利用する自転車の定期的な点検及び整備に努めるものとする。
- 4 自転車利用者は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときは、これにより生じた損害を賠償する責任を負うとともに、これによる自転車の損害を賠償する責任を負うことを約する契約（以下「自転車損害賠償保険等」という。）の締結その他の必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(保護者等の責務)

第6条 保護者等は、自転車の安全で適正な利用に関する理解を深め、その保護する者又は高齢者に対し、自転車に関する交通事故を防止するため、次の各号（高齢者の家族にあっては、第2号）に掲げる措置を講じるよう努めるものとする。

- (1) 自転車の安全で適正な利用に必要な技能及び知識を習得させること。
- (2) 乗車ヘルメットの着用及び反射材（外部からの光を反射することによりその存在を容易に認識させることを目的とする物品をいう。）の利用をさせること。

(学校の長の責務)

第7条 学校（大学を除く。）の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、その発達段階に応じた交通安全教育及びその計画的な実施に努めるものとする。

- 2 学校教育法第1条に規定する大学の長は、当該大学に在学する学生が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、必要な啓発に努めるものとする。
- 3 学校の長は、当該学校に在学する児童、生徒又は学生に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第8条 事業者は、その従業員が自転車の安全で適正な利用をすることができるよう、研修の実施及び情報の提供に努めるものとする。

- 2 事業者は、その従業員に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

(自転車小売業者の責務)

第9条 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、当該自転車を利用する者が自転車の安全で適正な利用をする、ことができるよう、必要な啓発に努めるものとする。

2 自転車小売業者は、自転車の購入者に対し、自転車損害賠償保険等への加入の必要性に関する啓発及び自転車損害賠償保険等に関する情報の提供に努めるものとする。

3 自転車小売業者は、県が実施する自転車安全利用促進施策に協力するよう努めるものとする。

(推進体制の整備)

第10条 県は、市町村、保護者等、学校の長、事業者及び自転車小売業者と連携し、自転車安全利用促進施策を計画的に推進するための体制の整備に必要な措置を行うものとする。

(交通安全教育の推進)

第11条 県は、道路交通法その他の関係法令の遵守に関する教育その他の自転車の安全で適正な利用に関する交通安全教育の推進に必要な施策を行うものとする。

(賠償責任の周知及び自転車損害賠償保険等への加入の促進)

第12条 県は、自転車の利用によって他人の生命、身体又は財産を害したときはこれにより生じた損害を賠償する責めに任ぜられることがあることについて周知を図るとともに、自転車損害賠償保険等への加入が促進されるよう、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(自主的な取組を行う県民への支援)

第13条 県は、自転車の安全で適正な利用の促進に関する啓発その他の取組を自主的にを行い、又は行おうとする県民に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第21号

熊本県中小企業従業員住宅貸付条例を廃止する条例
熊本県中小企業従業員住宅貸付条例(昭和43年熊本県条例20号)は、廃止する。
附 則
この条例は、公布の日から施行する。

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第22号

熊本県就農支援資金貸付特別会計条例を廃止する条例
熊本県就農支援資金貸付特別会計条例(平成23年熊本県条例第21号)は、廃止する。
附 則
この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県地下水と土を育む農業推進条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第23号

熊本県地下水と土を育む農業推進条例

目次

- 前文
- 第1章 総則(第1条—第8条)
- 第2章 推進計画(第9条)
- 第3章 基本的施策(第10条—第16条)
- 第4章 熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議(第17条)

附則

本県は、豊かでおいしい地下水と豊沃な土の恩恵を受け、水稲、野菜、果実、い草等の多様な農作物を豊富に生産するとともに、活力ある畜産業と相まって、均衡のとれた我が国固有数の農業県として全国に誇る安全で安心な質の高い農産物を供給する役割を果たしている。その中で、本県の農業は、本県の経済発展や各地域の活性化に貢献するとともに、地下水の涵養、美しい景観の形成など本県の発展に多面的に寄与している。

本県は、生活用水の多くを地下水で賄っている全国にも例を見ない地域である。特に、熊本地域の地下水は、江戸時代のかんがい用水の発達により白川中流域の水田面積が拡大し、地下水の涵養量が増大したことによって、その水量が豊かになったと考えられている。

(農産物販売業者の努力)
 第7条 農産物販売業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うとともに、地下水と土を育む農業により生産される農産物の供給が図られるよう努めるものとする。

(県民の役割)
 第8条 県民は、基本理念にのっとり、自ら進んで地下水と土を育む農業に関する理解を深め、地下水と土を育む農業により生産される農産物を消費するなど、当該農産物の利用に自主的に取り組むよう努めるものとする。

第2章 推進計画
 (推進計画の策定等)
 第9条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地、下、水、と、土、を、育、む、農、業、の、推、進、に、関、する、計、画、(以下この条において「推進計画」という。)を策定するものとする。

2 県は、推進計画を策定し、又は変更しようとするときは、県民の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるものとする。

3 県は、推進計画を策定し、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

4 県は、毎年度、推進計画に基づく施策の実施の状況を公表するものとする。

第3章 基本的施策
 (県民と協働した運動の展開のための施策)
 第10条 県は、地下水と土を育む農業を県民と協働して推進するため、第17条第1項に規定する熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議を組織するほか、県民の地下水と土を育む農業に対する理解と関心を深めるための必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地下水と土を育む農業により生産された農産物の販売を促進するとともに、消費者が地下水と土を育む農業により生産された農産物であることを認識して入手できるように必要な施策を講ずるものとする。

(土づくりを基本とした化学肥料及び農薬の削減等の推進のための施策)
 第11条 県は、地下水と土を育む農業のうち土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等に関するものを行い、又は行う者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組が調査等により把握された農地の土壌の性質に基づいて適正に行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通の推進のための施策)
 第12条 県は、地下水と土を育む農業のうち家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通取組に係るものを行い、又は行う者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、家畜排せつ物を使用した良質な堆肥の生産及び流通取組が土づくりを基本とした化学肥料及び農薬削減等取組と相まって広域にわたり行われるよう必要な施策を講ずるものとする。

(飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用等の推進のための施策)
 第13条 県は、地下水と土を育む農業のうち飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用寄与取組に係るものを行い、又は行う者の支援のために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地下水と土を育む農業の推進に資するため、飼料用米等の生産及び湛水等水田の有効活用寄与取組の拡大を図られるよう必要な施策を講ずるものとする。

(技術開発等)
 第14条 県は、地下水と土を育む農業の発展及び効果的な推進を図るため、地下水と土を育む農業に関する技術開発及び調査研究、技術の普及指導、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(農業の多面的機能の増進)
 第15条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、草原の保全、景観の形成等農業の多面にわたる機能の増進に努めるものとする。

(他の施策との連携)
 第16条 県は、地下水と土を育む農業の推進に関する施策の実施に当たっては、環境保全、教育等に関する施策と十分に連携を図るよう努めるものとする。

第4章 熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議
 第17条 県は、地下水と土を育む農業を県民と協働して推進するため、県、農業者等、農産物販売業者、消費者団体、環境保全活動を行う団体その他の関係者(以下この条において「県等」という。)により構成される熊本県地下水と土を育む農業推進県民会議(以下この条において「県民会議」という。)を置くものとする。

2 県民会議は、県等が相互の連絡を図ることに伴い、地下水と土を育む農業の推進を図るために必要な取組の方向性を共有し、県等に連携の緊密化を図るとともに、県民が一体となって取り組む活動等について協議を行うものとする。

3 県等は、前項の協議の結果に基づき、協働して地下水と土を育む農業を推進するものとする。

4 県民会議の庶務は、農林水産部において処理する。

5 前各項に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第24号

熊本県独立行政法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例の一部を改正する条例（昭和55年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本県国立研究開発法人森林総合研究所事業特別徴収金徴収条例

第1条中「独立行政法人森林総合研究所法」を「国立研究開発法人森林総合研究所法」に改める。

第2条中「独立行政法人森林総合研究所（）」を「国立研究開発法人森林総合研究所（）」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第25号

熊本県道路占用料徴収条例の一部を改正する条例（昭和43年熊本県条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表（第2条関係）

占用物件		占用料			
		単位	所在地		
			甲地	乙地	丙地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	700	650	630
	第二種電柱		1,100	1,000	970
	第三種電柱		1,400	1,400	1,300
	第一種電話柱		620	580	570
	第二種電話柱		1,000	930	910
	第三種電話柱		1,400	1,300	1,200
	その他の柱類		62	58	57
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1メートルにつき1年	6	6	6
	地下に設ける電線その他の線類		4	3	3
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	610	570	560
	地下に設ける変圧器	占用面積1平方メートルにつき1年	370	350	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	1,200	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		520	490	480
	広告塔	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	890	540
その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1年	1,200	1,200	1,100	
法第32条第1項第2号に	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1メートルにつき1年	26	24	24

掲げる物件	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの			37	35	34
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの			56	52	51
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの			75	70	68
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの			110	100	100
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの			150	140	140
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの			260	240	240
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの			370	350	340
	外径が1メートル以上のもの			750	700	680
法第32条第1項第3号及び第4号に掲げる施設	地下街及び地下室		階数が1のもの	Aに0.004を乗じて得た額		
掲げる施設			階数が2のもの	Aに0.007を乗じて得た額		
			階数が3以上のもの	Aに0.008を乗じて得た額		
	上空に設ける通路			900	440	270
	地下に設ける通路			540	270	160
その他のもの			1,200	1,200	1,100	
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1平方メートルにつき1日	18	9	5
		その他のもの	占用面積1平方メートルにつき1月	180	89	54
令第7条第1号に掲げる物件	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積1平方メートルにつき1月	180	89	54
		その他のもの	表示面積1平方メートルにつき1年	1,800	890	540
	標識		1本につき1年	1,000	930	910
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	18	9	5
		その他のもの	1本につき1月	180	89	54
幕（令第	祭礼、縁日	その面積1平方メ	18	9	5	

	7 条第 4 号に掲げる工事用施設であるものを除く。)	その他の催しに際し、一時的に設けるもの	一トルにつき 1 日			
		その他のもの	その面積 1 平方メートルにつき 1 年	1 8 0	8 9	5 4
	アーチ	車道を横断するもの	1 基につき 1 月	1, 8 0 0	8 9 0	5 4 0
		その他のもの		9 0 0	4 4 0	2 7 0
令第 7 条第 2 号に掲げる工作物		占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		1, 2 0 0	1, 2 0 0	1, 1 0 0
令第 7 条第 3 号に掲げる施設				A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額		
令第 7 条第 4 号に掲げる工事用施設及び同条第 5 号に掲げる工事用材料		占用面積 1 平方メートルにつき 1 月		1 8 0	8 9	5 4
令第 7 条第 6 号に掲げる仮設建築物及び同条第 7 号に掲げる施設				1 2 0	1 2 0	1 1 0
令第 7 条第 8 号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの	占用面積 1 平方メートルにつき 1 年		A に 0. 0 1 6 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 2 を乗じて得た額		
	その他のもの			A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額		
令第 7 条第 9 号に掲げる施設	建築物			A に 0. 0 1 6 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 を乗じて得た額
	その他のもの			A に 0. 0 1 1 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 0 号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物			A に 0. 0 2 を乗じて得た額		
	その他のもの			A に 0. 0 1 1 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 2 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 4 を乗じて得た額
令第 7 条第 1 1 号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの			A に 0. 0 1 6 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 2 を乗じて得た額		
	その他のもの			A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額		
令第 7 条第 1 2 号に掲げる器具				A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額		
令第 7 条第 1 3 号に掲げる施設	トンネルの上又は高速自動車国道若しくは自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの			A に 0. 0 1 6 を乗じて得た額	A に 0. 0 1 7 を乗じて得た額	A に 0. 0 2 を乗じて得た額
	上空に設けるもの			A に 0. 0 2 を乗じて得た額		
	その他のもの			A に 0. 0 2 8 を乗じて得た額		

別表備考中第 9 号を第 1 0 号とし、第 2 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

- 2 所在地とは、占用物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
 - (1) 甲地 荒尾市、合志市、玉名郡長洲町、菊池郡菊陽町、上益城郡嘉島町及び同郡益城町の区域をいう。
 - (2) 乙地 八代市、人吉市、水俣市、玉名市、菊池市、宇土市、宇城市、菊池郡大津町、上益城郡御船町及び八代郡氷川町の区域をいう。
 - (3) 丙地 甲地及び乙地以外の区域（熊本市の区域を除く。）をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第26号

熊本県都市公園条例の一部を改正する条例
熊本県都市公園条例（昭和53年熊本県条例第9号）の一部を次のように改正する。
第5条第3項の表3中「テニスコート」を「照明設備を有する有料公園施設」に、「多目的広場 グラウンド・ゴルフ場 陸上競技場」を「照明設備を有しない有料公園施設」に改める。

別表第1の3の表を次のように改める。

- 3 法第6条第1項又は第3項の規定により許可を受けて都市公園を占用するときの使用料

区分	単位	所在地及び金額			
		熊本市	上益城郡益城町	八代市及び水俣市	
電柱	1本1年につき	1,200円	1,100円	1,000円	
電話柱	1本1年につき	680円	620円	580円	
支線柱	1本1年につき	68円	62円	58円	
共架電線その他上空に設ける線類	1メートル1年につき	7円	6円	6円	
地下に設ける電線その他の線類	1メートル1年につき	4円	4円	3円	
変圧塔その他これに類するもの（PHS基地局を除く。）及び公衆電話所	1個1年につき	1,400円	1,200円	1,200円	
PHS基地局	1基1年につき	420円	360円	360円	
郵便差出箱及び信書便差出箱	1個1年につき	570円	520円	490円	
鉄塔	1平方メートル1年につき	1,400円	1,200円	1,200円	
水道管、下水道管、ガス管、その他これらに類するもの	外径0.07メートル未満のもの	1メートル1年につき	28円	26円	24円
	外径0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	1メートル1年につき	41円	37円	35円
	外径0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	1メートル1年につき	61円	56円	52円
	外径0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	1メートル1年につき	81円	75円	70円
	外径0.2メートル以上	1メートル1年につき	120円	110円	100円

メートル以上 0.3メートル未満のもの	につき			
外径 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの	1メートル1年につき	160円	150円	140円
外径 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの	1メートル1年につき	280円	260円	240円
外径 0.7メートル以上 1メートル未満のもの	1メートル1年につき	410円	370円	350円
外径 1メートル以上のもの	1メートル1年につき	810円	750円	700円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月未満のものに限る。）	1平方メートル1日につき	36円	19円	9円
興行、展示会、集会その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物（使用期間が1月以上のものに限る。）	1平方メートル1日につき	34円	18円	9円
その他の物件	1平方メートル1月につき	340円	180円	89円

別表第 4 の 1 の表中「多目的広場 D」を

「多目的広場 D
多目的広場 E
多目的広場 F
多目的広場 G」

に、「4分の1の部

分ごと1時間につき」を「1面1時間につき」に改め、別表第 4 の 3 の表中「水俣広域公園附属設備使用料」を「水俣広域公園附属設備使用料」に、「テニスコート 1面30分

につき 330円」を

テニスコート	1面30分につき
多目的広場 D	30分につき
多目的広場 E	30分につき

き	330円
	1,770円
	1,410円

に改め、別表第 4 の 4 の表を次のように

改める。

4 水俣広域公園陸上競技場附属設備使用料

区分	単位	金額
夜間照明	2分の1点灯	30分につき 560円
	全点灯	30分につき 1,110円

陸上競技器具	一式 1 時間につき	700 円
--------	------------	-------

備考

- 1 夜間照明を使用する場合で、使用する時間に 30 分未満の端数があるときは、その端数を 30 分とみなす。
- 2 陸上競技器具を使用する場合で、使用する時間に 1 時間未満の端数があるときは、その端数を 1 時間とみなす。

附 則

- 1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 改正後の別表第 1 の 3 の表の規定は、この条例の施行の日以後の占用に係る使用料について適用し、同日前の占用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成 27 年 3 月 20 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第 27 号

熊本県港湾管理条例の一部を改正する条例
熊本県港湾管理条例（昭和 41 年熊本県条例第 42 号）の一部を次のように改正する。
別表第 2 中備考以外の部分を次のように改める。
別表第 2（第 5 条、第 6 条関係）

区分	単位	使用料				
		所在地				
		第 1 級地	第 2 級地	第 3 級地	第 4 級地	
電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物	第一種電柱	1 本につき	760	700	650	630
	第二種電柱	1 年	1,200	1,100	1,000	970
	第三種電柱		1,600	1,400	1,400	1,300
	第一種電話柱		680	620	580	570
	第二種電話柱		1,100	1,000	930	910
	第三種電話柱		1,500	1,400	1,300	1,200
	その他の柱類		68	62	58	57
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ 1 メートルにつき	7	6	6	6
	地下に設ける線類その他の線類	1 年	4	4	3	3
	路上に設ける変圧器	1 個につき 1 年	660	610	570	560
	地上に設ける変圧器	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	410	370	350	340
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1 個につき 1 年	1,400	1,200	1,200	1,100
	郵便差出箱及び信書便差出箱		570	520	490	480
広告塔	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,400	1,800	890	540	
その他のもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,400	1,200	1,200	1,100	
水管、下水道管、ガス管その他	外径が 0.07 メートル未満のもの	長さ 1 メートルにつき	28	26	24	24
	外径が 0.07 メートル以上のもの	1 年	41	37	35	34

その他これらに類する物件	トル以上 0.1メートル未満のもの						
	外径が 0.1メートル以上 0.15メートル未満のもの		61	56	52	51	
	外径が 0.15メートル以上 0.2メートル未満のもの		81	75	70	68	
	外径が 0.2メートル以上 0.3メートル未満のもの		120	110	100	100	
	外径が 0.3メートル以上 0.4メートル未満のもの		160	150	140	140	
	外径が 0.4メートル以上 0.7メートル未満のもの		280	260	240	240	
	外径が 0.7メートル以上 1メートル未満のもの		410	370	350	340	
	外径が 1メートル以上のもの		810	750	700	680	
	通路、浄化槽その他これらに類する施設	上空に設ける通路	使用面積 1 平方メートルにつき 1 年	1,700	900	440	270
地下に設ける通路			1,000	540	270	160	
その他のもの			1,400	1,200	1,200	1,100	
露店、商品置場その他これらに類する施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 日	34	18	9	5	
	その他のもの	使用面積 1 平方メートルにつき 1 月	340	180	89	54	
看板、標識、旗幟、幕及びアーチ	看板（アーチであるものを除く。）	一時的に設けるもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 月	340	180	89	54
		その他のもの	表示面積 1 平方メートルにつき 1 年	3,400	1,800	890	540
	標識		1 本につき 1 年	1,100	1,000	930	910
	旗幟	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1 本につき 1 日	34	18	9	5
		その他のもの	1 本につき 1 月	340	180	89	54

幕（工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1平方メートルにつき1日	34	18	9	5
	その他のもの	その面積1平方メートルにつき1月	340	180	89	54
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	3,400	1,800	890
	その他のもの		1,700	900	440	270
工事用板囲、足場、詰所その他の工事用施設及び土石、竹木、瓦その他の工事用材料		使用面積1平方メートルにつき1月	340	180	89	54

別表第2備考中第10号を第11号とし、第7号から第9号までを1号ずつ繰り下げ、同表備考第6号中「道路を使用している物件（以下この表において「使用物件」という。）」を「使用物件」に改め、同号を同表備考第7号とし、同表備考中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- 2 所在地とは、道路を使用している物件（以下この表において「使用物件」という。）の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。
- (1) 第1級地 熊本市の区域をいう。
 - (2) 第2級地 玉名郡長洲町の区域をいう。
 - (3) 第3級地 八代市、水俣市及び宇城市の区域をいう。
 - (4) 第4級地 天草市、上天草市、葦北郡芦北町及び天草郡苓北町の区域をいう。

附 則

- 1 この条例は、平成27年5月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第28号

熊本県建築基準条例の一部を改正する条例
熊本県建築基準条例（昭和46年熊本県条例第38号）の一部を次のように改正する。
目次中「・第1条の2」を「一第1条の3」に改める。
第1章中第1条の2を第1条の3とし、第1条の次に次の1条を加える。

- （定義）
- 第1条の2 この条例において使用する用語は、法及び建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「政令」という。）において使用する用語の例による。
- 第7条第2項中「建築基準法施行令（昭和25年政令第338号。以下「令」という。）」を「政令」に改め、同条第5項中「令第23条若しくは令」を「政令第23条若しくは」に改める。
- 第7条の2中「一に」を「いずれかに」に、「令」を「政令」に改める。
- 第7条の3第7項中「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加える。
- 第13条の見出し中「ボイラー室等」を「ボイラー室」に改め、同条中「ボイラー室等」を「ボイラー室」に改め、「の各号」を削る。
- 第15条中「法第27条第1項ただし書の政令で定める主要構造部の準耐火性能に係る技術的基準」を「一時間準耐火基準」に改め、「（以下「適合準耐火構造」という。）」を削る。
- 第17条中「都市計画区域」の次に「及び準都市計画区域」を加える。
- 第20条第4項中「適合準耐火構造」を「一時間準耐火基準に適合する準耐火構造」に改め、「高さ3メートル以上にある」を削り、「部分」の次に「（高さ3メートル以上に限る。）」を加える。
- 第25条中「第39条第1項の」の次に「規定により指定する」を加える。

附 則

この条例は、平成27年6月1日から施行する。

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第29号

熊本県立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
熊本県立学校職員の給与に関する条例（昭和29年熊本県条例第19号）の一部を次のように改正する。

第12条第7項中「による」を「を用いて行う」に改め、同条第8項中「熊本県立苓洋高等学校実習船による」を「熊本県立天草拓心高等学校の所管する船舶に乗り組んで行う」に改め、同条第9項第4号中「3時間45分又は」を「3時間45分若しくは」に改める。
第13条を次のように改める。

（特殊勤務手当の額）

第13条 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる特殊勤務手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 昼夜間兼務手当 1時間につき1,500円
- (2) 夜勤手当 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 勤務時間が5時間以上である場合 1夜につき3,400円
 - イ 勤務時間が5時間未満である場合 1夜につき1,700円
- (3) 面接指導手当 1時間につき1,600円
- (4) 学力検査手当 1時間につき300円
- (5) 農業水産管理手当 次のア又はイに掲げる場合の区分に応じ、それぞれア又はイに定める額
 - ア 勤務時間が5時間以上である場合 1日につき3,400円
 - イ 勤務時間が5時間未満である場合 1日につき1,700円
- (6) 有害薬品等取扱作業手当 1日につき290円
- (7) 漁ろう実習手当 1日につき2,500円
- (8) 教員特殊業務手当 次のアからエまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれアからエまでに定める額
 - ア 前条第9項第1号アの業務に従事した場合 1日につき8,000円（被害が特に甚大な非常災害（人事委員会の定めるものに限る。）の際に、心身に著しい負担を与えると人事委員会が認める業務に従事した場合にあっては、当該額にその10分の100に相当する額を加算した額）
 - イ 前条第9項第1号イ又はウの業務に従事した場合 1日につき7,500円
 - ウ 前条第9項第2号又は第3号の業務に従事した場合 1日につき4,250円
 - エ 前条第9項第4号の業務に従事した場合 次の（ア）又は（イ）に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ（ア）又は（イ）に定める額
 - （ア） 従事した時間が引き続き3時間30分以上である場合 1日につき2,700円
 - （イ） 従事した時間が引き続き2時間以上3時間30分未満である場合 1日につき1,350円
- (9) 教育業務連絡指導手当 1日につき200円

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第30号

熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
熊本県職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和31年熊本県条例第35号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「苓洋高等学校所管の」を「熊本県立天草拓心高等学校の所管する」に改め、同条第2項中「の各号」の次に「に掲げる船員」を加え、「従いそれぞれ」を「応じ」に、「掲げる配分係数（以下「係数」という。）」を「定める係数」に、「苓洋高等学校長」を「熊本県立天草拓心高等学校長」に、「の係数」を「の配分係数」に、「第3項」を「次項」に改め、同項第5号中「前各号」の次に「に掲げる船員」を加え、同条第3項中「苓洋高等学校長」を「熊本県立天草拓心高等学校長」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 熊本県立学校条例の一部を改正する条例（平成26年熊本県条例第49号）附則第2項の規定により存続するものとされた熊本県立苓洋高等学校の職員に改正後の第7条第1項の規定により漁ろう手当を支給する場合における同条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「熊本県立天草拓心高等学校長」とあるのは、「熊本県立苓洋高等学校長」とする。

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第31号

熊本県立図書館設置条例の一部を改正する条例
熊本県立図書館設置条例（昭和26年熊本県条例第60号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（くまもと文学・歴史館）」に改め、同条第1項中「近代文学に」を「文学及び熊本の歴史に」に改め、「資料の」の次に「収集、保存、」を、「振興」の次に「及び熊本の歴史の継承」を加え、「熊本近代文学館」を「くまもと文学・歴史館」に改め、同条第2項を次のように改める。

2 くまもと文学・歴史館に、文学・歴史館長を置く。

附 則

この条例は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において教育委員会規則で定める日から施行する。

くまもと家庭教育支援条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第32号

くまもと家庭教育支援条例の一部を改正する条例
くまもと家庭教育支援条例（平成24年熊本県条例第88号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第7条第1項」を「第2条第6項」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県立学校条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第33号

熊本県立学校条例の一部を改正する条例
熊本県立学校条例（昭和39年熊本県条例第43号）の一部を次のように改正する。
第2条の表高等学校の部熊本県立天草高等学校天草西校の項を削る。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県条例第34号

熊本県立総合体育館条例の一部を改正する条例
熊本県立総合体育館条例（昭和57年熊本県条例第33号）の一部を次のように改正する。

別表の1の表小体育室の項中「640円」を「870円」に、「295円」を「410

円」に、

「その他	大人	10分の1の面積1時間までごとにつき	130円
	高校生以下の者	10分の1の面積1時間までごとにつき	60円

を

「卓球	大人	1台1時間までごとにつき	290円
	高校生以下の者	1台1時間までごとにつき	135円
その他	大人	10分の1の面積1時間までごとにつき	180円
	高校生以下の者	10分の1の面積1時間までごとにつき	85円

に改

め、同表大体育室、中体育室及び小体育室の項を削り、別表の2の表備考を次のように改める。

備考

1 大体育室の利用者が入場料（会費、会場整理費その他入場料に相当する金銭を

含む。以下同じ。)を徴収する場合の使用料の額は、区分に応じて定める金額にアマチュアスポーツに使用する場合については最高税込入場料の50人分、アマチュアスポーツ以外に使用する場合には最高税込入場料の75人分(床を観覧席として使用する場合は、100人分)に相当する額を加算した額とする。

2 大体育室の使用者が広告物を表示する場合の使用料の額は、区分に応じて定める金額(大体育室の使用者が入場料を徴収する場合にあつては、前号の加算した額)に知事が別に定める額を加算した額とする。

附 則

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第35号

熊本県警察職員定数条例の一部を改正する条例
熊本県警察職員定数条例(昭和29年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「3,067人」を「3,079人」に、「1,786人」を「1,793人」に、「933人」を「938人」に、「3,488人」を「3,500人」に改め、同条第2項中「3,067人」を「3,079人」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。
平成27年3月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県条例第36号

少年院法及び少年鑑別所法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
(熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例の一部改正)

第1条 熊本県風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行条例(昭和59年熊本県条例第33号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第2号を次のように改める。

(2) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
第9条第1項中第8号を第9号とし、第3号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所
(熊本県暴力団排除条例の一部改正)

第2条 熊本県暴力団排除条例(平成22年熊本県条例第52号)の一部を次のように改正する。

第21条第1項中第4号を削り、第5号を第4号とし、第6号から第10号までを1号ずつ繰り上げ、第11号を第12号とし、同号の前に次の2号を加える。

(10) 少年院法(平成26年法律第58号)第3条に規定する少年院
(11) 少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第3条に規定する少年鑑別所

附 則

この条例は、少年院法(平成26年法律第58号)の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。